旅客自動車運送事業運輸規則に基づく運行の管理に関する講習の認定に関する実施要領

（用語）

**第一条**　この告示において使用する用語は、旅客自動車運送事業運輸規則（以下「運輸規則」という。）、旅客自動車運送事業運輸規則第四十七条の九第三項、第四十八条の四第一項、第四十八条の五第一項及び第四十八条の十二第二項の運行の管理に関する講習の種類等を定める告示（平成二十四年国土交通省告示第四百五十四号）において使用する用語の例による。

（運輸規則第四十七条の九第四項において準用する同令第四十一条の二第二項第四号の告示で定める事項）

**第二条**　運輸規則第四十七条の九第四項において準用する同令第四十一条の二第二項第四号の告示で定める事項は、講師名簿とする。

（運輸規則第四十七条の九第四項において準用する同令第四十一条の二第三項の告示で定める書類）

**第三条**　運輸規則第四十七条の九第四項において準用する同令第四十一条の二第三項の告示で定める書類は、次に掲げるものとする。

一　定款又は寄附行為及び登記事項証明書

二　組織図その他の運行の管理に関する講習（以下「講習」という。）の適正かつ確実な実施を確保する体制を証する書類

三　決算報告書その他の講習を適正かつ確実に実施するに足りる経理的基礎を有していることを証する書類

四　講習又はこれに類するものの実施の実績が十分であることを証する書類

五　実施規程

六　次に掲げる講習の内容に関する書類

イ　講習に係る概要その他の必要な書類

ロ　講習において用いる教本

七　講師（第六条第四号に規定する講師をいう。以下同じ。）の基準を満たしていることを証する書類

（運輸規則第四十七条の九第四項において準用する同令第四十一条の五第一項ただし書の告示で定める軽微な事項に係る変更）

**第四条**　運輸規則第四十七条の九第四項において準用する同令第四十一条の五第一項ただし書の告示で定める軽微な事項に係る変更は、第二条に定める事項に係る変更とする。

（運輸規則第四十七条の九第四項において準用する同令第四十一条の五第二項の告示で定める書類）

**第五条**　運輸規則第四十七条の九第四項において準用する同令第四十一条の五第二項の告示で定める書類は、第三条各号に掲げる書類のうち変更に係るものとする。

（認定の基準）

**第六条**　国土交通大臣は、運輸規則第四十七条の九第四項において準用する同令第四十一条の二の規定による認定の申請（同令第四十七条の九第四項において準用する同令第四十一条の五第三項の変更の認定について準用する場合を含む。以下同じ。）があった場合においては、その申請が次に掲げる基準に適合するかどうかを審査するものとする。

一　講習の実施体制について次に掲げる要件を満たしていること。

イ　講習の適正かつ確実な実施を確保する体制が整備されていること。

ロ　講習を適正かつ確実に実施するに足りる経理的基礎を有するものであること。

ハ　講習又はこれに類するものの実施の実績が十分であること。

二　次に掲げる事項を記載した実施規程を適切に定め、当該実施規程を遵守するものであること。

イ　講習の種類

ロ　講師名簿

ハ　受講の手続

ニ　講習の実施方法

ホ　講習の受講者の秘密の保持に関する事項

ヘ　認定の根拠となる法令、講習の種類、実施日、実施場所、料金その他講習の受講に必要な事項及びこれらをインターネットの利用、印刷物の配布その他適切な手段によりあらかじめ一般に周知する方法

ト　専門講師（第四号ハに掲げる専門講師をいう。）を選任するための基準

チ　第九条各号の規定を遵守するために必要な事項

リ　その他講習を適正かつ確実に実施するために必要な事項

三　次に掲げる方法により講習を実施するものであること。

イ　別表第一に掲げる実施者、講習項目、内容及び時間により実施するものであること。

ロ　講習の種類ごとに作成された別表第一に掲げる講習項目を含む適切な内容の教本その他必要な教材を用いるものであること。

四　別表第一に掲げる講習の種類に応じて、次に掲げる種類の講師が選任されているものであること。

イ　道路運送法（昭和二十六年法律第百八十三号）第二十三条の二第一項の規定により運行管理者資格者証の交付を受けた者であって、講習の実施者が実施する別表第二に掲げる研修を修了している者（以下「第一種講師」という。）

ロ　イの第一種講師の要件を満たす者であって、講習の実施者が実施する別表第三に掲げる研修を修了している者（以下「第二種講師」という。）

ハ　別表第一に掲げる各講習項目に関する専門的知識及び経験を有する者（以下「専門講師」という。）

（認定書の交付）

**第七条**　国土交通大臣は、運輸規則第四十七条の九第四項において準用する同令第四十一条の二の規定による認定の申請があった場合において、申請の内容を審査し、当該申請をした者が第六条各号に掲げる基準に適合するものとして認定したときは、認定書を交付する。

（標準処理期間）

**第八条**　国土交通大臣は、運輸規則第四十七条の九第四項において準用する同令第四十一条の二の規定による認定の申請がその事務所に到達してから三月以内に、当該申請に対する処分をするよう努めるものとする。

2　前項に規定する期間には、次に掲げる期間を含まないものとする。

一　当該申請を補正するために要する期間

二　当該申請をした者が当該申請の内容を変更するために要する期間

三　当該申請をした者が当該申請に係る審査に必要と認められる書類を追加するために要する期間

（遵守事項）

**第九条**　講習の実施者は、次に掲げる事項を遵守して講習を実施しなければならない。

一　毎年度五月三十一日までに、前年度の講習の実施の結果を国土交通大臣に提出するものであること。

二　毎会計年度終了後三月以内に、毎年度の経理に関する事項を国土交通大臣に報告するものであること。

三　運輸監理部長又は運輸支局長の求めに応じて、講習の実施の状況に関して必要な情報の提供を速やかに行うものであること。